

働き方改革推進支援助成金 勤務間インターバル導入コース

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、平成31年4月から、制度の導入が**努力義務化**されています。

このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します

助成額

最大
340万円

「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。

新規導入に該当するものがある場合

休息时间数(※3)	補助率(※4)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	80万円
11時間以上	3/4	100万円

適用範囲の拡大・時間延長のみの場合

休息时间数(※3)	補助率(※4)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	80万円
11時間以上	3/4	100万円

(※3) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息时间数のうち、最も短いものを指します。

(※4) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、「支給対象となる取組」で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。

賃金引き上げの
達成時の加算額



引上げ人数	3%以上引上げ	5%以上引上げ
1~3人	15万円	24万円
4~5人	30万円	48万円
7~10人	50万円	80万円
11人~30人	1人当たり 5万円 (上限150万円)	1人当たり 8万円 (上限240万円)

対象事業主

- 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であること。
- 36協定を締結しており、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。
- 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等整備していること。
- 以下のいずれかに該当する事業場を有すること。

- 勤務間インターバルを導入していない事業場
- 既に休息时间数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- 既に休息时间数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

支給対象となる取組

~いずれか1つ以上を実施~

- 労務管理担当者に対する研修(※1)
- 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 人材確保に向けた取組
- 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※2)
- 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※2)

(※1) 研修には、業務研修も含まれます。

(※2) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標



支給対象となる
取組みは、
以下の「成果目標」の
達成を目指して
実施してください。

- 新規導入【対象事業主4.①に該当する場合】
新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。
- 適用範囲の拡大【対象事業主4.②に該当する場合】
対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること。
- 時間延長【対象事業主4.③に該当する場合】
所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休息时间数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を**3%以上または、5%以上**で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。